第126回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年9月21日(火)午前10時00分
- 2 開会の日時 令和3年9月21日(火)午前 9時47分
- 3 閉会の日時 令和3年9月21日(火)午前10時16分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 0名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理者(6)	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 德雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹

東区協議会長 岡﨑 章二

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司

総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久

農地担当係長 橋本 聴実 主任 川田 秀紀

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5)農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について

申請等(1)農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第126回岡山市第二農業委員 会総会を開会します。

議 長 本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 勇二 委員、9番 延澤 強 哉 委員にお願いします。

議 長 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

また、8月18日の総会で許可の議決がなされ、8月30日の岡山県農業会議に 諮問した、中区桑野の露天資材置場の5条転用許可申請につきましては、許可適当 との答申があり、許可指令書を交付していますので報告します。

以上です。

議 長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に 入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ2番、増反により公売で落札した農地の所有権移転です。受人は現在、約1.3~クタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6~クタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40ア

ールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約11.5ヘクタール 耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機 械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下 限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、住宅用の排水管埋設のための地役権設定です。申請地の地下1メートルに 排水管を埋設するもので、上部の農地の営農に支障はなく、許可は妥当と考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約64アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番から2ページ13番は受人が同一のため、一括して説明します。前回保留の案件で、すべて増反による所有権移転です。前回は、受人が令和元年10月に取得した農地について、適切に管理されていなかったため、すべての農地を効率的に利用するとは認められず、保留となりました。その後、当該農地の整地作業を行っているものの、まだ農地として使用できる状態にはなっておらず、受人からも今後の農地の利用方法について相談を受けているため、東区協議会では引き続き保留となっています。なお、総会後に瀬戸地区の委員さんと事務局とで、受人と今後の当該農地の利用について協議を行う予定になっています。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡﨑協議会長さん、ご報告願います。

岡﨑推進 2番から13番までの12件について審議した結果、事務局の説明のとおり、2 委 員 番から6番までの5件は許可意見、7番から13番までの7件は保留意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(1)については、1番から13番までの13件のうち、1番から6番までの6件を許可、7番から13番までの7件を保留と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入り ます。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 3ページ1番、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール以上の1種農地と判断 され、転用目的は農業用水路です。

申請人は現在、東区九蟠に居住する農業者で、耕作の利便向上のため、水路を付

け替えて、市に寄付することになり、付け替え後の水路敷地となる申請地を農業用 水路に転用しようとするものです。

申請地は1種農地ですが、農業用施設であり、例外的に許可が可能です。また、 転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっていま

委 員 す。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(2)については、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

目的は自己専用住宅です。

議 長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入り ます。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 4ページ1番から3番については、同じ地域ですので、一括して説明します。申 請地は、いずれも農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用

> 1番、受人は親子関係にあり、 は備前市伊部の借家で夫婦2人、 は中区 福泊の持ち家で夫婦と子供2人の4人で生活していますが、同居を計画しており、 持ち家での同居となると家財道具が増え、手狭なため、子供の学区の変更が無く、 生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとする ものです。 の持ち家は売却します。

> 2番、受人は、南区福田の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、 手狭なため、夫の実家に近く、互いに協力できる申請地を所有権移転して、自己専 用住宅に転用しようとするものです。

> 3番、受人は、倉敷市茶屋町の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭なため、妻の実家・夫の勤務先に近く、互いに協力できる申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除 計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

受人は、長野県伊那市狐島の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、 来春より岡山に転勤が決まったこと、また子供の成長により借家が手狭なため、妻 の兄の家に近く、相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に

4

転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は令和3年5月18日付で農振除外済みで、農地の広がりが10へ クタール以上の1種農地と判断され、転用目的は特定流通業務施設です。

受人は、南区泉田で運送業を営んでおり、現有の施設だけでは荷捌き等のスペー スが手狭で、複数ある物流施設から個々に輸送するなど非効率な運送状況となって いるため、グループ会社である岡山市場運輸株式会社との中間に位置し、各施設の 保管を集約して一元管理できる申請地を所有権移転し、特定流通業務施設に転用し ようとするものです。

申請地は1種農地ですが、県道沿道の流通業務施設であり、例外的に許可が可能 です。また、転用面積については、倉庫、事務所、車庫、駐車場279台等の計画 から妥当な面積と判断されます。被害防除計画等その他の一般基準上も問題ないと 考えます。

以上です。

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。 議 長

藤田推進 1番から5番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見 となっています。引き続きのご審議をお願いします。 委 員

議 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。 長

全. 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長

6ページ6番、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件です。申請地は、農 地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天駐車場として一時転 用中です。

受人は、北区青江四丁目に本店を置き、主な事業は工事用重機のレンタルです。 現在、レンタル重機の保管場所が飽和状態にあるため、東岡山営業所に近接する申 請地に賃借権を設定し、露天駐車場に永久転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転 用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、備前市伊部の借家に妻と子供2人の4人で生活していますが、家財 道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転して自己 専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は同じ地域ですので、一括して説明します。

申請地は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

8番、受人は東区神崎町の実家に両親と妻、子供3人の7人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になったため、妻の実家に近く、相互に助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

9番、受人は東区西大寺松崎の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭となったため、現住居から近く、夫婦の勤務先にも近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除 計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進 6番から9番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見 となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(3)については、1番から9番までの9件を許可と決定して よろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 なお、中区5番は、転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、9 月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付する こととします。

議 長 次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転) を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)については、7ページ1番の1件です。農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(4)については、原案のとおり決定します。

議 長 次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局 から説明をお願いします。

川田主任 8ページ1番から9ページ7番までの7件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(5)については、1番から7番までの7件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、10ページ1番の1件から3番までの3件で、転用目的は、露天駐車場1件、自己住宅地1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、11ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、分譲住宅地3件、自己専用住宅2件、露天駐車場2件、露天資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ1番から13ページ10番までの10件です。解約理由は、耕作目的7件、転用目的3件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、14ページ1番の1件で、内容は、露天駐車場、農作業場です。

報告(5)農地改良届については、15ページ1番から5番までの5件で、内容は、普通野菜畑3件、育苗圃1件、果樹園1件です。

以上です。

議 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありましたが、委員さん、何 かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、 代理者 お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時16分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員